

**株式会社 キャロットクラブ**

東京都渋谷区広尾1丁目3番18号

代表取締役会長 手嶋 龍一

登録番号 関東財務局長(金商)第1583号

**有限会社 キャロットファーム**

東京都渋谷区広尾1丁目3番18号

代表取締役社長 秋田 博章

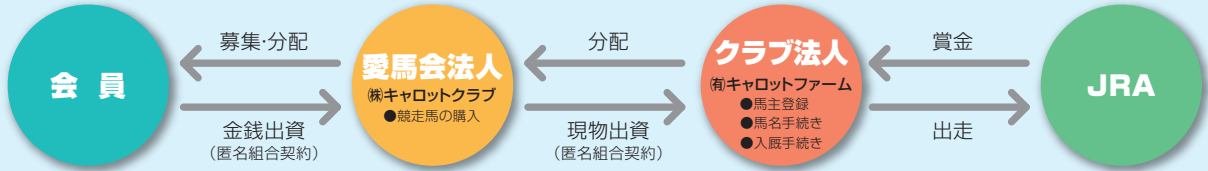
登録番号 関東財務局長(金商)第1584号

**ご注意点 競走用馬ファンドのリスク等特徴について**

(2023年8月20日現在)

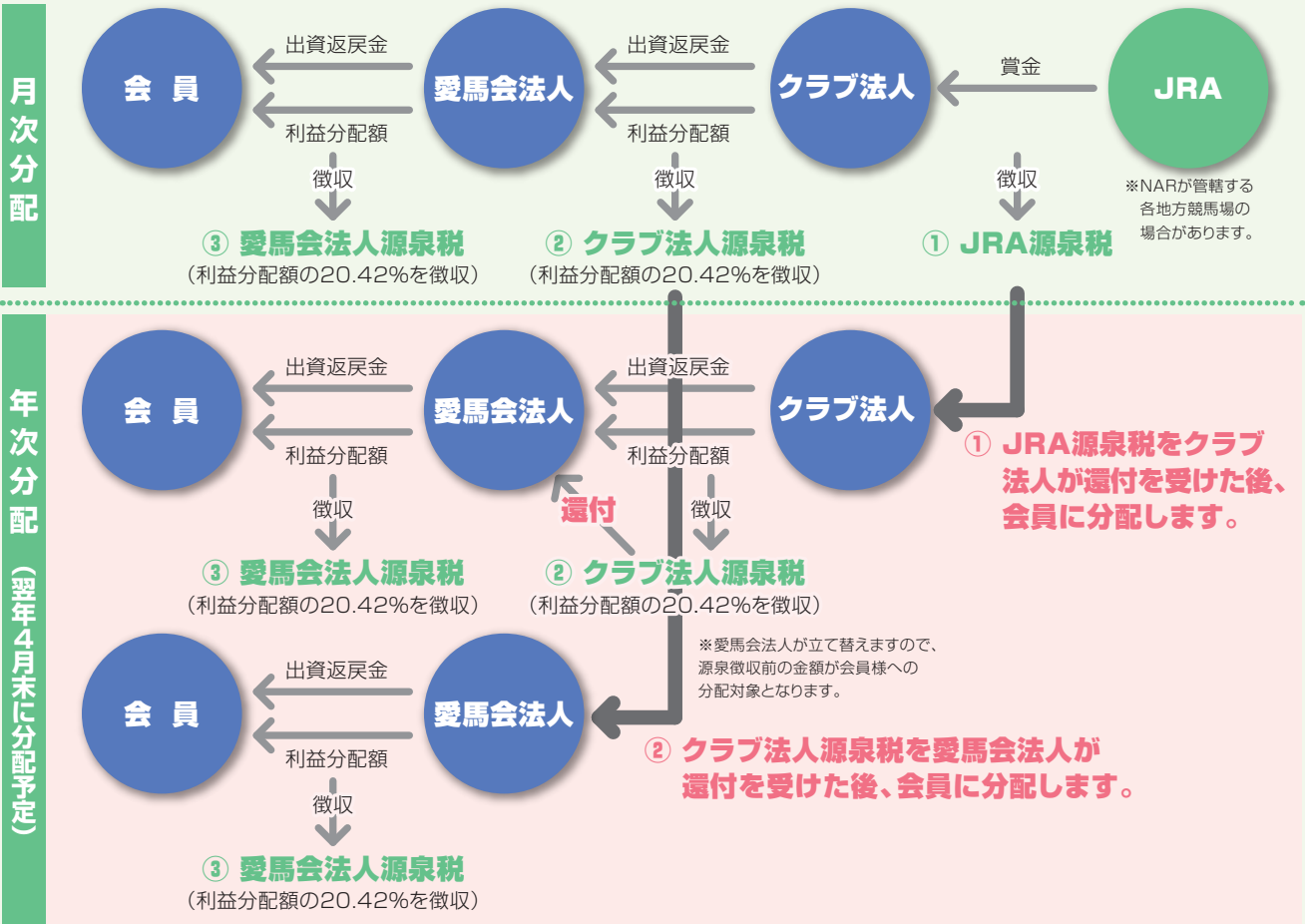
- ◎顧客(会員)は、愛馬会法人が別途交付する『2023 CARROT CLUB 1歳馬募集のご案内(募集馬カタログ)』記載のうちから競走用馬を選択し、当該馬に出資することにより獲得賞金等の分配を受けます。当該出資馬は愛馬会法人より、JRA(日本中央競馬会)及びNAR(地方競馬全国協会)に馬主登録のあるクラブ法人に現物出資された後、競走の用に供されます。会員の支払う馬代金相当額、競走馬の維持費、保険料等は出資金として扱われ、会員の受領する賞金、事故見舞金、売却代金、保険金等はすべて分配金(利益若しくは出資金の返還)として扱われます。
- ◎競走馬によっては、馬体状況等により競走に出走することなく引退することがあり、また、出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。したがって、競走用馬ファンドは、収入の保証がされているものではなく、また、会員が出資した元本の保証はありません。
- ◎本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者(「愛馬会法人」及び「クラブ法人」を包括的にさし、以下「営業者」といいます)の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金・褒賞金の3%(その他では、賞品売却分配金に関わる事務経費22,000円(税込)及び、競走馬の引退に際しては、サラブレッドオークションにて売却する場合に売却代金から控除される手数料5%の内の1%相当額、競走馬・種牡馬として売却する場合〔種牡馬賃貸契約を含む〕には純利益金が500万円を超える場合、累進計算により段階的に10%~40%)です。なお、賞金に関わる諸手当のうち特別出走手当及びその他事故見舞金等収入について、営業者報酬はありません。会員の出資としては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。
- ◎当該出資馬が牝馬の場合は、6歳3月末を引退・運用終了期限とします。引退時には、その競走成績にかかわらず、提供牧場等が募集価格の10%相当額(税込)で買い戻す特約があります(死亡及び地方入厩予定馬の場合は別に規定)。当該出資馬が牡馬の場合は、引退時期の定めはありません。
- ◎本商品投資契約の運用開始は、2歳1月1日からとなります。運用開始後は、当該出資馬が死亡もしくは競走能力喪失等により運用できなくなった場合を含め、いかなる理由によっても会員は、支払方法(一括払い・分割払い)にかかわらず、募集価格全額の競走馬出資金納入義務を免れることはできません。上記運用開始期日前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力喪失に相当し運用が開始できなくなった場合には、本商品投資契約は遡及的に解除となり、納入済みの出資金は会員宛に返還されます。
- ◎競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6(書面による解除)の適用を受けないため、本商品投資契約にクーリングオフ制度(契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除)はありません(ただし、愛馬会法人がやむを得ないと認めた場合を除く)。また、本商品投資契約成立から終了までの間に中途解約がなされた場合、会員に対する愛馬会法人からの返還金はなく、会員資格が失効するとともに、出資馬に係わる一切の権利が消滅します。
- ◎会員は当該出資馬に関する権利義務(商品投資受益権や維持費出資義務等)を第三者に譲渡・移転できません。また、当該出資馬に関する出資者の名義変更は、相続等による包括承継を除いて行うことができません。
- ◎金融商品取引法第47条3により、顧客は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を、営業者の本店において縦覧することができます。
- ◎本商品投資契約の詳細については、会員規約(2023年8月20日改定のもの、以下「会員規約」といいます)に記載されています。また、競走用馬の血統及び、飼養管理に係わる繋養先、出資募集の開始前の手術歴等の公表事項については、別途交付の『2023 CARROT CLUB 1歳馬募集のご案内(募集馬カタログ)』に記載しています。出資募集の開始後から終了までの期間中に上記事由が確認された場合には、これについて順次公表します。すべてをよくお読みいただき、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクをご理解のうえ出資申込みをご検討ください。
- ◎会員規約は、金融商品取引法第37条3に規定する『契約締結前の交付書面』及び同法第37条4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで保管するようにしてください。
- ◎出資申込みの方法と契約の締結につきましては、インターネットによる出資申込みと同時に出資契約が成立する方法が基本となりますが、別途指定期間内にインターネットで愛馬会法人に申込みして、抽選等を経て出資馬が確定した際(出資内容確認書に記載の契約締結日)に出資契約が成立する方法を設けています。いずれの場合においても、出資契約成立後に愛馬会法人は『契約締結時の交付書面』として出資会員に契約締結日の記載された出資内容確認書を郵送で通知し、契約締結を確認することとします。

# 出資のしくみ



※NARが管轄する各地方競馬場の場合があります。

# 分配のイメージ



※利益分配額の20.42%=復興特別所得税を含む。

## 【ご注意点】

- ◎この契約は元本が保証されたものではありません。
- ◎ファンドの運用が開始される2歳1月1日以降、競走馬個々の健康面、能力面の事情によって生じる金銭的リスクは、競走馬保険が適用される部分を除き、全て出資会員のご負担となりますことをご承知おきください。
- ◎出資申込後のキャンセルはできませんのでご注意ください。
- ◎出資にかかわる権利（商品投資受益権や維持費出資義務等）は、相続、遺贈、その他のこれらに準ずる場合を除き、一切他人には譲渡できません。
- ◎日本国籍を有していない者、20歳未満の者、入会希望者の現住所が日本国外である場合、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者で復権を得ない者、競馬法施行規則第15条の定め（競馬関与禁(停)止者、禁錮以上の刑に処せられた者等）に該当する者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされる者および過去にキャロットクラブを強制退会になった方、外国PEPs（Politically Exposed Personsで外国の政府等において重要な地位を占める者等をいう。）に該当する場合は入会できません。
- ◎『2023 CARROT CLUB 1歳馬募集のご案内（募集馬カタログ）』及び巻末の「競走用馬ファンドの契約にあたって《契約締結前(時)の交付書面》」をよくお読みいただき、内容を熟知の上、出資のお申込みをお願いいたします。

### クーリングオフ制度はございません

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件の契約解除）はありません。

## 必要費用

- 入会金** 新規ご加入の方は、出資契約の成立をもって愛馬会入会金 22,000 円（税込）が必要となります。
- 一般会費** 毎月会員 1 名につき 3,300 円（税込）です。  
原則的に入会月の翌月より出資口数、頭数に関係なくお支払いいただきます。  
これはクラブの運営などに充てられます。
- 競走馬出資金** 1 口あたりの出資金額は出資馬によって異なります。  
**【出資金のお支払い方法】**  
一括払い（2%割引）、または分割払い  
**★一括払い（2%割引）**  
一括払いの 2%割引は 2023 年 12 月末日までのお申込みに限らせていただきます。  
**★分割払い**  
最長で 8 回の分割払いをご利用いただけます。出資のお申込みをした日（出資契約締結日）によって分割の回数は変わります。分割払いは当該出資馬が 2 歳 6 月に到達するまでの期間内に完了しなければなりません。詳しくは募集馬カタログの分割払い価格表をご参照ください。  
※一括払い・分割払いともにクラブポイント制度をご利用できます。
- 維持費出資金** 当該出資馬の運用において生じる費用（育成費及び、厩舎預託料、各種登録料、治療費、輸送費等。以下「維持費」という）に相当するものです。クラブ法人には 2 歳 1 月 1 日から当該経費の負担義務が生じますので、会員は、愛馬会法人を通じて維持費出資金を追加出資します。維持費出資金は毎月一定ではなく月々の維持費によって変動します。なお、支払義務発生後に会員が出資申込をした場合であっても、2 歳 1 月分からの維持費出資金は遡及して、会員に負担していただくこととなり、初回の競走馬出資金と合わせてお支払いいただきます。請求の締日について、厩舎は毎月 20 日締め、放牧中（牧場）は月末締めが一般的なため、請求が重なってしまいますと通常月よりも維持費出資金が高くなる場合があります。また、G1 出走登録料、輸送費用、治療費などにより、維持費出資金が通常月よりも高くなる場合があります。
- 保険料出資金  
（競走馬保険料相当額）** 当該出資馬は 2 歳 1 月 1 日より競走馬保険（死亡保険）に加入し、毎年更新します。  
本年度の募集馬は 2024 年 1 月 1 日より保険加入となります。  
2 歳馬の場合は募集価格の 100%、3 歳馬の場合は 70%、4 歳以上の場合は 50%を保険加入額とします。  
所属馬に不慮の事故（死亡）が起こった場合は、保険会社から支給された保険金を口数に応じて分配します。  
所属馬に対する補償は保険金の分配をもって完了とします。  
また、特約として所属馬が競走能力喪失の診断を受けた場合は保険加入額の 20%（ただし、障害競走に起因する事故の場合は、1 頭あたり 200 万円が金額限度）、未出走馬が競走能力喪失の診断を受けた場合は保険加入額の 50%（中央競馬馬主相互会からの事故見舞金〔能力喪失に係る規定 3 号・4 号〕交付要件に該当しない場合に適用）、傷害または疾病により競走に一度も出走できないこと（未出走）が確定した場合は保険加入額の 20%、傷病により主に全身麻酔を伴う外科手術が実施された場合は保険加入額の 3%を支払限度として手術代金相当額が、初めて屈腱炎と診断された場合（再発は対象外です）は 50 万円を限度として保険加入額の 5%相当額が保険会社から支給され、口数に応じて分配されます。  
※地方入厩予定馬につきましても、上記に準じて取り扱われます。  
保険料のお支払いは毎年 12 月になります。また、出資のお申込みをした日が 2023 年 12 月 1 日以降になる方は初回の競走馬出資金をお支払いいただく月に一緒にお支払いいただきます。  
当該出資馬が 2 歳の G I ・ J p n I 競走、もしくは 3 歳以上の馬齢において平地重賞競走に優勝した場合、馬齢に関わりなく募集価格の 100%を保険加入額として、増額分の保険料相当額は会員にご負担いただきます。また、種牡馬として将来価値のある出資馬についても、保険加入額を増額する場合があります、増額分の保険料相当額は会員にご負担いただきます。
- 海外遠征出資金** 当該出資馬が海外における競走に出走（以下「海外遠征」という）するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同件費、登録料、海上保険等の経費について、会員はこれを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以前に概算による費用見込み額、またはレース後に獲得賞金と精算して不足の生じた場合の費用を愛馬会法人所定の指示に従って会員は追加出資します。
- 事故見舞金返還義務  
出資金** 事故見舞金支給規定に定められた休養期間の満了前に当該出資馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還を求められる場合があります。従前の事故見舞金が会員に分配された後に当該返還請求を受ける場合、会員に出資口数に応じた返還義務が生じ、会員は返還請求額を追加出資します。
- G I 競走  
優勝特別経費** 当該出資馬が G I 重賞競走（J・G I、海外（G I）、地方（G I、Jpn I、S I）における競走を含む）に出走して優勝した際、一般の馬主慣行に従って、記念品作成や祝賀会開催等の祝賀行事等を行う場合があります。これらに要した実費の合計額（本書面において「祝賀費用」という）の支払い義務は、当該出資馬の会員にあります。会員は愛馬会法人所定の指示に従って、本賞金の 10%の範囲内において、祝賀費用等を出資口数に応じてお支払いいただきます。
- ※必要費用に関しましては、「会員規約 競走用馬ファンドの契約にあたって〈契約締結前（時）の交付書面〉」を合わせてご参照ください。

# 賞金等運用収入の分配方法

## 1. 本商品投資契約の源泉徴収

競走用馬ファンドは、会員と愛馬会法人、愛馬会法人とクラブ法人がそれぞれ匿名組合契約を締結します。従いまして、会員が賞金を受け取るまでに、所得税法の規定により次のような源泉徴収が行われます。

- ①日本中央競馬会(JRA)及び地方競馬(NAR)がクラブ法人(キャロットファーム)に賞金を支払う際の源泉徴収(JRA・地方競馬源泉税)  
※賞金が75万円を超えた場合、以下の金額が控除されます。  
{賞金-(賞金の20%+60万円)}の10.21%
- ②クラブ法人が愛馬会法人(キャロットクラブ)に分配する際の源泉徴収(クラブ法人源泉税)  
※クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額の20.42%
- ③愛馬会法人が会員に利益分配する際の源泉徴収(愛馬会法人源泉税)  
※愛馬会法人が会員に支払う利益分配額の20.42%

匿名組合の利益分配においては20.42%の源泉所得税がかかります。

### ★①②の源泉所得税

当該計算期間内1月1日から12月31日までの分配金(原則中央:前年12月1日から当年11月30日に出走して獲得した賞金、地方:前年11月21日から当年11月20日に出走して獲得した賞金)に係るJRA(地方競馬)源泉税、並びにクラブ法人源泉税は、それぞれJRA(地方競馬)源泉税精算金、クラブ法人源泉税精算金として、当該計算期間終了後の翌年4月(予定)に「年次分配」として分配いたします。

「年次分配」の会員への分配金は、下記説明③と同様の源泉徴収がなされます。(年次分配については後述【2.(1)②】をご参照ください。)

### ★③の源泉所得税は分配金すべてが課税対象となるわけではなく、課税されない場合もあります。

会員への分配金は、分配の際に「出資返戻金」と「利益分配額」に区分計算し、出資返戻金を除いた「利益分配額」に対してのみ源泉徴収されますので、源泉所得税は、必ずしも分配金の20.42%とは限りません。

また、計算の結果「利益分配額」が発生しなかった場合、課税対象となりません。(出資返戻金については後述【3.(2)】をご参照ください。)

## 2. 本商品投資契約の運用収入の分配方法

本商品投資契約は、出資馬が獲得した賞金収入を、以下のとおり①月次分配②年次分配③運用終了(引退)精算分配の方法により、会員へ分配します。なお、弊社が指定する代金回収代行業者による口座振替の手続きが完了していない場合、および当月請求のお支払方法が振込になる場合は、会員指定の金融機関口座へ振込を行う際の振込手数料は会員負担となります。

### (1) 月次分配・年次分配・運用終了(引退)精算分配

#### ①月次分配

##### ●賞金(特別出走手当を含む)

原則としてJRA管轄の競馬は当月の出走分、地方競馬は前月21日~当月20日までの出走分を翌月末にお支払いします。

賞金に係る分配金の計算方法は、【後述(2)】のとおりです。

##### ●賞品売却分配金(税抜)、事故見舞金、競走取り止め交付金、特約保険金(手術費用特約・屈腱炎見舞金特約)は受領のつど、翌月末にお支払いします。

#### ②年次分配

計算期間は1月から12月に分配する賞金(原則中央:前年12月1日から当年11月30日に出走し獲得した賞金、地方:前年11月21日から当年11月20日に出走し獲得した賞金)の1年間とします。

月次分配にて徴収したJRA源泉税・クラブ法人源泉税の計算期間分を累積し翌年4月末(予定)に分配いたします。

なお、分配の際にその金額が出資返戻可能額を超過した場合は利益分配額に対し20.42%の源泉所得税がかかります。

#### ③運用終了(引退)精算分配

出資馬の引退(運用終了)に際してお支払いします。

##### ●競走馬登録抹消給付金と同付加金・売却代金(税抜:牝馬の場合の買戻し代金を含む)・保険金・保険料解約返戻金等

##### ●年次分配を予定していた分配金の繰り上げお支払い

##### ●消費税精算金

賞金収入と、馬代金・預託費等の消費税を精算し、クラブ法人が還付請求すべき金額がある場合にお支払いします。

### ★消費税の還付請求

引退精算の計算をした結果、収入に掛かる消費税(賞金収入、賞品売却分配等)より、支払に掛かる消費税(馬代金、預託費等)の方が多かった場合に生じます。

※分配は、収入を得た場合に行われますので、①~③は必ずしも予定されたものではありません。

**(2) 賞金の月次分配方法** ※賞金とは、本賞金のほか、付加賞、内国産馬所有奨励賞、距離別出走奨励賞、特別出走手当などの諸手当を含みます。クラブ法人は、賞金(a)から以下に掲げられた(b)(c)が控除されたうえでJRAおよび地方競馬から賞金を受領します。クラブ法人は、(d)(e)(f)を控除して愛馬会法人に分配します。愛馬会法人は(g)の源泉徴収を行ったうえ、会員に分配します。

#### (a) 賞金(特別出走手当を含む)

#### (b) 進上金 ※1 ※5【賞金の20%、障害競走の場合22%】

#### (c) JRAおよび地方競馬の行う源泉所得税 ※2【対象期間分を累積し年次分配でお支払いいたします】

#### (d) 賞金の消費税 ※5【(賞金合計-進上金-クラブ法人手数料)×10/110】

#### (e) 営業者報酬(クラブ法人経費) 【賞金(特別出走手当を除く)の3%】

#### (f) クラブ法人の行う源泉所得税 ※3【対象期間分を累積し年次分配でお支払いいたします】

#### (g) 愛馬会法人の行う源泉所得税 ※4

##### ※1 進上金

JRAでは調教師10%・騎手・厩務員5%(障害競走に限って騎手は7%)と規定されています。

また、特別出走手当に進上金はかかりません。

##### ※2 JRAおよび地方競馬の源泉徴収

JRAおよび地方競馬がクラブ法人に支払う際の源泉所得税。

以下の式により、賞金が75万円を超えた場合に課税となります。

{賞金-(賞金の20%+60万円)}の10.21%

##### ※3 クラブ法人の源泉徴収

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の源泉所得税。【後述「3.(1)(2)」をご参照ください】

##### ※4 愛馬会法人の源泉徴収

愛馬会法人が会員に分配する際の源泉所得税。【後述「3.(1)(2)」をご参照ください】

##### ※5 JRA以外の外国人騎手(消費税法において「国外事業者」の扱いを受けます)が騎乗した場合においても、上記と同様の分配事務となります。

### 3. 利益分配額に係る源泉所得税および、出資返戻金と利益分配額の計算

#### (1) 利益分配額に係る源泉所得税

匿名組合の利益分配においては20.42%の源泉所得税が控除されます。分配金は、次に掲げる(2)の計算により出資返戻可能額を算出し、出資返戻金と利益分配額に区分します。出資返戻可能額を超える分配金は、匿名組合の利益分配額となります。分配金が出資返戻可能額を超えない場合は、源泉所得税は課されません。

#### (2) 出資返戻可能額の計算方法

当該計算期間の期首（1月1日）から賞金を獲得した日の属する月までに確定している当期の減価償却費<sup>(※)</sup>相当額・維持費出資金・保険料出資金等は、「出資返戻可能額」として扱われます（出資返戻可能額は、出資を返戻するつど減少し、新たな月を迎えて増加する仕組みとなります）。また、前計算期間末までの損失についても、当該計算期間の「出資返戻可能額」となります。

※減価償却費 減価償却は2歳4月より開始となります。

減価償却費(1ヶ月分) = {競走馬出資金(税抜) + 2歳1月～3月の預託料(税抜)}の1/48

(計算例) 競走馬出資金(税抜)が60,000円、2歳1月～3月の預託料が各800円(税抜)である馬の3歳1月における減価償却累計額(一度も返戻されていないものとする)

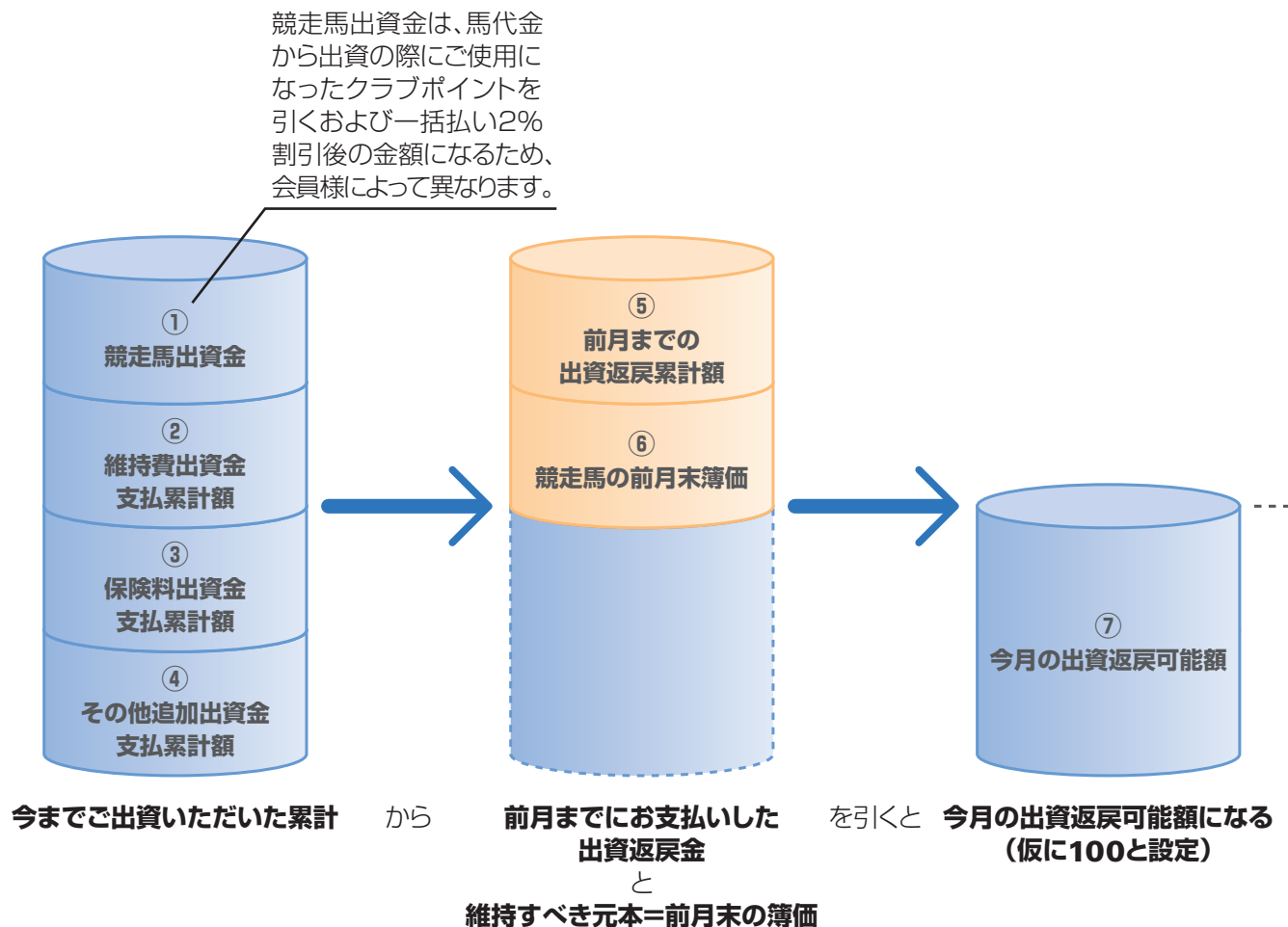
1か月あたりの金額 = (60,000円 + 800円 × 3ヶ月) ÷ 48ヶ月 = 1,300円

2歳4月～3歳1月 = 10ヶ月

1,300円 × 10ヶ月 = 13,000円

よって、当月における減価償却累計額は13,000円となります。

#### ■「出資返戻金」と「利益分配額」の区分方法イメージ図



## ★出資返戻金、利益分配額の計算方法

### 「出資返戻金」の計算方法

- ⑦出資返戻可能額 = ①競走馬出資金  
 + ②維持費出資金支払累計額  
 + ③保険料出資金支払累計額  
 + ④その他追加出資金累計額  
 - ⑤前月までの出資返戻累計額  
 - ⑥競走馬の前月末簿価
- ⑧出資返戻金 = ⑦当月の出資返戻可能額までの獲得賞金等分配対象額

### 「利益分配額」の計算方法

「⑧利益分配額」=「獲得賞金等分配対象額」-「⑦出資返戻可能額」

- ①…募集の際、実際にお支払いいただいた出資金で「馬代金(税込)」に相当する金額です。  
 ※一括払2%割引額、クラブポイント充当額は含まれません。
- ②…2歳1月分より当月までに、追加出資いただいた「維持費出資金」の合計となります。
- ③…保険期間2歳1月1日以降、追加出資いただいた「保険料出資金」の合計となります。
- ④…当月までに追加出資いただいた、海外遠征出資金、事故見舞金返還義務出資金の合計となります。
- ⑤…前月までに獲得した賞金等によって返戻済みの出資金の合計額です。
- ⑥…「競走馬の前月末簿価」は、次の算式により求めたものとなります。  
 「前月末簿価」=「競走馬の取得価額(税抜)」-「前月までの減価償却累計額」  
 ※競走馬の取得価額(税抜) = (「競走馬出資金」+「2歳1月から3月の預託料」) × 100 / 110です。  
 ※「100/110」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。  
 ※「前月までの減価償却累計額」とは、競走馬の取得価額を48ヶ月で除して2歳4月から前月までの月数を乗じたものとなります。  
 ※競走馬の減価償却年数は4年(48ヶ月)です。2歳4月より減価償却開始となります。
- ⑦…当月の出資返戻可能な金額です。
- ⑧…利益として処理されます。
- ⑨…出資金の戻しとして処理されます。

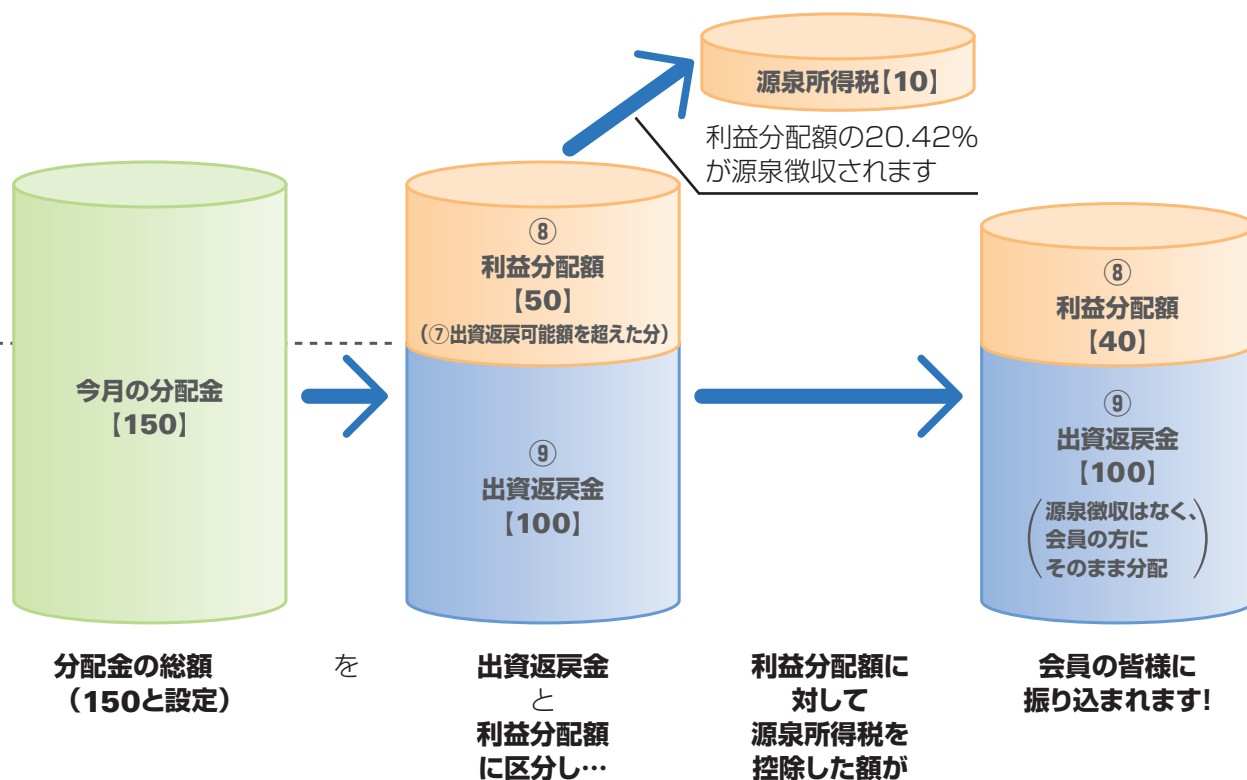
## 出資返戻金の計算

### 出資金・分配金の計算書(明細A)

出資金累計額	①+②+③+④	107,458
競走馬の前月末簿価(▲)	⑥	7,000
クラブ法人から愛馬会法人への分配金		
前月までの出資返戻済金額(▲)	⑤	92,629
(JRA・地方源泉税年次分配含む)		
出資返戻可能額	⑦	7,829
分配対象額		69,829

出資金累計額	①+②+③+④	107,458
競走馬の前月末簿価(▲)	⑥	7,000
クラブ法人から愛馬会法人への分配金		
前月までの出資返戻済金額(▲)		92,629
(JRA・地方源泉税年次分配含む)		
うち当月使用額		7,829
うち繰越残高		0

愛馬会法人から会員様への分配金		
前月までの出資返戻済金額(▲)	⑤	92,629
(クラブ法人源泉税年次分配含む)		
出資返戻可能額	⑦	7,829
分配対象額		57,000



※今月の分配金が【80】だった場合、出資返戻可能額の【100】以内に収まっているため、源泉徴収されることなく、【80】が振り込まれます。

## ■賞金支払いのイメージ図

※レースで優勝した場合

(月次分配時の出資返戻可能額は、便宜上7,829円と設定しています)

### ● JRAからクラブ法人への分配 ※匿名組合収入内訳書(明細B)

収入内訳	金額
月次分配	
第03回 東京 (06/13)	
11 R 01 着	
本賞金	41,000,000
付加賞	630,000
特別出走手当	504,000
内国産所有奨励賞	2,500,000
-----	
賞金合計	44,634,000
JRA・地方競馬源泉所得税 (▲)	-3,584,445
進上金 (▲)	-8,731,500
クラブ法人手数料 (▲)	-1,323,900
消費税 (▲)	-3,143,509
-----	
小計	27,850,646
-----	
合計	27,850,646
一口当り分配対象額 (明細Aへ)	69,626

### ※匿名組合収入内訳書(明細B)

- 賞金合計が¥750,000を超えたので  
{賞金合計-(賞金合計の20%+¥600,000円)}の10.21%  
(JRA源泉税¥3,584,445÷400口=¥8,961(一口あたり)を翌年4月末(予定)に年次分配致します。(A))
- 賞金(付加賞及び特別出走手当を除く)の20%+付加賞の5%  
障害競走の場合は賞金の22%+付加賞の7%
- 賞金合計(特別出走手当を除く)の3%
- (賞金合計-進上金-クラブ法人手数料)の10/110
- 上記合計の1/400

### ●クラブ法人から愛馬会法人への分配

クラブ法人から愛馬会法人への分配金	
前月までの出資返戻済金額 (▲) ( JRA ・地方源泉税年次分配含む )	92,629
出資返戻可能額	7,829
分配対象額	69,626
うち出資返戻可能額	7,829
うち利益分配額	61,797
クラブ法人源泉税 (▲)	12,618
愛馬会法人への分配額	57,008
出資返戻可能額	7,829
うち当月使用額	7,829
うち繰越残高	0

- 算出方法は前頁を参照(取得の際にご使用のポイントによって会員それぞれに異なります)
- 出資返戻可能額を超えた金額は利益分配となり、20.42%の源泉税が徴収されます。
- 利益分配額の20.42%  
(クラブ法人源泉税が徴収された場合は翌年4月末(予定)に年次分配致します。(B))
- (分配対象額)-(クラブ法人源泉税)

### ※出資金・分配金の計算書(明細A)

### ●愛馬会法人から会員への月次分配

愛馬会法人から会員様への分配金	
前月までの出資返戻済金額 (▲) ( クラブ法人源泉税年次分配含む )	92,629
出資返戻可能額	7,829
分配対象額	57,008
うち出資返戻可能額	7,829
うち利益分配額	49,179
会員様の源泉税 (▲)	10,042
会員様への分配金 (お支払額)	46,966
出資返戻可能額	7,829
うち当月使用額	7,829
うち繰越残高	0

- 出資返戻可能額を超えた金額は利益分配となり、20.42%の源泉税が徴収されます。
- 利益分配額の20.42%
- (分配対象額)-(会員様の源泉税)

● 年次分配の対象となる金額

3. 年次分配の対象となる金額（翌年4月末予定）		
JRA・地方競馬源泉税累積額	8,961	※1
うち 当月加算分	8,961	A
クラブ法人源泉税累積額	12,618	※2
うち 当月加算分	12,618	B

※1+※2の金額を年次分配として、翌年4月末(予定)に「出資返戻金」と「利益分配額」に区分計算して分配いたします。

#### 4. 所得の計算期間と所得区分

計算期間内〔1月1日から12月31日〕に得た利益分配額は、会員のその年の所得となります。個人の場合の所得区分は「雑所得」となり、雑所得が赤字となる場合、事業所得など他の所得と通算することはできません。また、計算期間で生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰り越します。確定申告が必要かどうかは、会員の収入状況により異なりますので、所轄の税務署でご確認の上、ご判断くださいますようお願いいたします。法人の場合は、別途会員規約に記載いたしております。

### よくあるご質問…

#### Q. 匿名組合契約とはどのようなものですか？

A. 会員（匿名組員）が当クラブ（営業者）に営業のために出資をし、営業によって出た利益を会員（匿名組員）へ、分配するという契約です。

#### Q. 源泉所得税ってなんですか？

A. 給与や配当などを支払う時に徴収される所得税を源泉所得税といいます。課税対象となる所得の支払が行われる場合に徴収され、利益分配額に課税されます。

#### Q. 出資返戻金とはどういうものですか？

A. 競走馬出資金および、毎月お支払い頂いている預託料や保険料、減価償却費などを積み上げたものを出資返戻可能額といいます。これは毎月の支払・分配により、金額が変わっていきます。分配金を支払う時、上記の出資返戻可能額内であれば出資返戻金に区分され、出資金に対する戻しとして処理されるため、源泉所得税は掛かりません。

#### Q. 利益分配額とはなんですか？

A. 分配対象額から上記の出資返戻金を差し引いたものが利益分配額にあたります。ファンドを運用する上で出た利益とみなされ、源泉所得税が20.42%徴収されます。

（計算例） 会員への分配対象額を50,000円と設定

##### ケース1

出資返戻可能額が60,000円の場合

分配対象額（内出資返戻金）	50,000円
分配対象額（内利益分配額）	0円
源泉所得税	0円
実際のお支払額	50,000円

##### ケース2

出資返戻可能額が10,000円の場合

分配対象額（内出資返戻金）	10,000円
分配対象額（内利益分配額）	40,000円
源泉所得税	▲ 8,168円
実際のお支払額	41,832円



## 営業者報酬（クラブ法人・愛馬会法人の手数料）

### ◇クラブ法人・愛馬会法人営業者報酬【会員規約「14. (2)」に記載しています】

#### ① クラブ法人の営業者報酬

- i 会員規約「14. (1)④」記載のクラブ法人営業手数料（JRA等から支払われる賞金（税込・特別出走手当を除く）及び褒賞金（税込）の3%）
- ii 競走馬売却（種牡馬、現役競走馬、及びサラブレッドオークションによる売却を含む）による、売買純利益金（税込）に対する手数料（会員規約「14. (2)①」参照）
- iii 賞品売却に際しての事務経費（会員規約「13. (6)③ i」参照）
- iv 会員規約「13. (6)」に規定される会員の受領権以外の全ての受領権

#### ② 愛馬会法人の営業者報酬

- i 入会金、一般会費
- ii サラブレッドオークション（会員規約「12. (5)④」参照）にて売却する場合において、売却代金から控除される手数料5%のうちの1%相当額
- iii 種牡馬賃貸契約の場合の手数料（賃貸期間中に見込まれる種牡馬賃貸純利益金の予定総額等に対する手数料）（会員規約「14. (2)②及び26. 当該出資馬が種牡馬となる場合について」参照）
- iv 会員規約「13. (6)」に規定される会員の受領権以外の全ての受領権

### ◇競走馬売却代金等における手数料について

#### 【競走馬売却の手数料（上記①ii）】

500万円を超える売買純利益金（売却代金－売却経費\*）を得る場合、下記の累進計算による算定表に基づき、金額に応じて段階的に10%から40%となります。営業者報酬を含めた会員の方への分配対象額の計算は下記のとおりとなります。

【分配対象額の計算】（売買純利益金－営業者報酬）× 消費税率 100/110 = 分配対象額

\*「売却経費」とは、売買で生じた一切の経費（実費）をいいます。

※牝馬（中央入厩予定馬）の場合に定める買戻し代金（10%）【13.(6)③iiib】は営業者報酬の対象となりません。

#### 【種牡馬賃貸契約の手数料（上記②iii）】

500万円を超える種牡馬賃貸純利益予定総額等（賃貸収入総額－賃貸経費\*総額）を得ることとなった場合、下記の累進計算による算定表に基づき、金額に応じて段階的に10%から40%となります。営業者報酬を含めた会員の方への分配対象額の計算は下記のとおりとなります。

【分配対象額の計算】（種牡馬賃貸純利益予定総額等－営業者報酬）× 消費税率 100/110 = 分配対象額

\*「賃貸経費」とは、種牡馬繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料、広告費等）をいいます。

詳細につきましては、会員規約【14. (2)】に記載しています。ご一読ください。

#### 手数料の算定表

売買純利益金／賃貸純利益予定総額等	手数料率
0円～500万円以下までの部分	0%
500万円超～1,000万円以下までの部分	10%
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	20%
5,000万円超～2億円以下までの部分	30%
2億円を超える部分	40%

**【競走馬売却等における営業者報酬の計算例】**……売買又は賃貸純利益が500万円以下の場合は、営業者報酬の対象となりません。

**例① 売買又は賃貸純利益が800万円の場合**

		営業者報酬の計算	
0円～500万円以下までの部分	500万円	営業者報酬の対象になりません。	0円
500万円超～1,000万円以下までの部分	300万円	300万円×10%	300,000円
<b>純利益（合計）</b>	<b>800万円</b>	<b>営業者報酬金額（合計）</b>	<b>300,000円</b>

○純利益に対する営業者報酬の割合：3.75%

**例② 売買又は賃貸純利益が7,000万円の場合**

		営業者報酬の計算	
0円～500万円以下までの部分	500万円	営業者報酬の対象になりません。	0円
500万円超～1,000万円以下までの部分	500万円	500万円×10%	500,000円
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	4,000万円	4,000万円×20%	8,000,000円
5,000万円超～2億円以下までの部分	2,000万円	2,000万円×30%	6,000,000円
<b>純利益（合計）</b>	<b>7,000万円</b>	<b>営業者報酬金額（合計）</b>	<b>14,500,000円</b>

○純利益に対する営業者報酬の割合：約20.71%

**例③ 売買又は賃貸純利益が3億円の場合**

		営業者報酬の計算	
0円～500万円以下までの部分	500万円	営業者報酬の対象になりません。	0円
500万円超～1,000万円以下までの部分	500万円	500万円×10%	500,000円
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	4,000万円	4,000万円×20%	8,000,000円
5,000万円超～2億円以下までの部分	1億5,000万円	1億5,000万円×30%	45,000,000円
2億円を超える部分	1億円	1億円×40%	40,000,000円
<b>純利益（合計）</b>	<b>3億円</b>	<b>営業者報酬金額（合計）</b>	<b>93,500,000円</b>

○純利益に対する営業者報酬の割合：約31.16%

**例④ 売買又は賃貸純利益が12億円の場合**

		営業者報酬の計算	
0円～500万円以下までの部分	500万円	営業者報酬の対象になりません。	0円
500万円超～1,000万円以下までの部分	500万円	500万円×10%	500,000円
1,000万円超～5,000万円以下までの部分	4,000万円	4,000万円×20%	8,000,000円
5,000万円超～2億円以下までの部分	1億5,000万円	1億5,000万円×30%	45,000,000円
2億円を超える部分	10億円	10億円×40%	400,000,000円
<b>純利益（合計）</b>	<b>12億円</b>	<b>営業者報酬金額（合計）</b>	<b>453,500,000円</b>

○純利益に対する営業者報酬の割合：約37.79%

※種牡馬賃貸契約の場合は、賃貸期間における営業者報酬の総額となります。

ただし、賃貸期間内に保険事故が生じた場合は、会員規約【14. (2) ②】をご参照ください。